「さいき食育サポーター制度」設置要綱

(目的)

第1条 佐伯市内の食育に関する知識や経験を有する人材の情報を集積し、広く市民に提供する「さいき食育サポーター制度」を設置することにより、自然に恵まれた佐伯市で、佐伯の海や魚、田畑や昔ながらの味噌作りなど食に関心、誇りを持つ人を幅広い世代で増やし、食の魅力あふれる「食のまちづくり」をより推進し、各地域における食育活動の活性化に寄与することを目的とする。

(さいき食育サポーターへの登録)

第2条 食育に関する知識、技術、経験を有し、社会貢献活動として地域の食育推進に寄与する者をさいき食育サポーターに登録する。登録は下記の要件及び手続により行うものとする。

1 要件

さいき食育サポーターに登録できるのは、別表1の各号を満たしている者とする。

2 登録分野

登録分野は別表2のとおりとし、複数の部門への登録もできるものとする。

3 登録手続き

さいき食育サポーターに登録を希望する者は、『さいき食育サポーター登録申請書(個人登録用・第1号様式、又は団体登録用・第2号様式)』及び誓約書を市に提出するものとする。市はその内容を審査し、適正であると認めたときは、食育サポーターに登録すると共に、『さいき食育サポーター登録通知書(第3号様式)』により申請者に通知する。

4 登録期間

さいき食育サポーター登録者(以下サポーターという。)の登録期間は2年間とする。 ただし、サポーターから登録辞退の申出がない限り、更新されるものとする。なお、登録を辞退するときは、『さいき食育サポーター登録辞退届(第4号様式)』を市に提出するものとする。

5 登録内容等の変更

サポーターが、登録内容を変更するときは、『さいき食育サポーター登録内容変更届 (第5号様式)』により、市に届出るものとし、市は内容を確認の上登録情報の更新を行う。

6 登録の取り消し

サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条1のいずれかの要件に適合しなくなったとき
- (2) 犯罪行為等、サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

(登録情報の管理と公開)

- 第3条 市は、サポーターの情報を名簿化し、下記の取り扱いのもとに適正に管理する。
 - 1 市民や各市民団体からの登録情報への問い合わせに対応するために、市において別表3を保管・更新する。また、市はサポーターの利用促進を図るため、別表3を各配布資料やホームページで公開できるものとする。
 - 2 前項の情報を利用する者は、この要綱の目的に反する利用を行ってはならない。

(食育サポーター制度の利用促進及び登録者の支援)

第4条 市は地域における食育活動を把握するとともに、この制度の利用促進のための広報活動を実施する。申請者及び派遣するサポーターに対し、助言や情報提供等の必要な支援を行うものとする。

(事務)

第5条 この要綱に定める事務は、佐伯市ブランド推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、さいき食育サポーター制度の運営等必要な事項は 別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

【別表1】

部門		個人	団体	
要	1	佐伯市内に居住している者	佐伯市内に事務所を置いている団体	
件	2	食育に関する指導者・実践者とし	個人の要件2を満たす者を抱える団	
		て実績がある者	体であること	
	3	佐伯市の食育推進計画の方針に沿った	食育推進計画の方針に沿った活動が実施できること	
		また、佐伯市が進める食育の推進に協力できること		
	4	佐伯市が要請する派遣事業に応じられること		
	5	別表3の情報公開に同意できること		
	6	さいき食育サポーターとして派遣されている時間内での、政治活動、宗教		
		活動又は営利を目的とした活動を行わないこと		

【別表2】

	登録部門	内 容
		糀や発酵食品の長い歴史がある佐伯市で引き継がれて
1	手づくり味噌	いる「家庭で味噌をつくる」という文化の継承に関する
		こと。
2	魚食普及	漁業体験や魚食普及に関すること。
		環境に配慮した活動や、有機農業等の農業体験、オーガ
3	オーガニック	ニックな暮らしの実現に関すること。
		バランスのとれた食事や、規則正しい食生活、地域で受
4	食生活	け継がれてきた食材・郷土料理の継承等や食文化に関す
		ること等、料理全般。
5	各部門の連携	1~4の部門を組み合わせた活動に関すること。

【別表3】

保管・更新する情報(●公開する情報)				
個人	団体			
①氏名(●) ②生年月日 ③連絡先	①団体名(●)・代表者名(●)			
④住所 ⑤所属団体 (●)	②所在地 ③連絡先 ④団体概要(●)			
⑥主な経歴・資格等(●)⑦登録部門(●)	⑤登録部門(●)			
⑧具体的活動支援内容(●)	⑥具体的活動支援内容(●)			
⑨活動支援条件(●)	⑦活動支援条件(●)			
⑩食育に関する主な活動実績(●)	⑧食育に関する主な活動内容(●)			

※その他:派遣後、申請者が提出する実施報告書はホームページに掲載します。